総合評価方式の手引き

令和４年７月

阪神水道企業団

目 次

１　総合評価方式とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　対象工事　・・・　１
３　総合評価方式の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）総合評価方式のタイプ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）技術力等の評価　・・　３
（３）評価項目及び配点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　落札候補者の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　入札契約手続の一般的な流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６　総合評価審査委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
７　技術資料の評価方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（１）評価項目の設定　・・　７
（２）技術資料等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（３）評価基準　・・　８
（４）技術資料に係るヒアリングに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（５）落札者の施工方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（６）技術提案等の担保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
８　総合評価方式に係る事項の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
（１）入札手続き開始時における明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（２）落札者決定時における明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（３）技術資料評価結果の説明の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（４）技術提案等の取扱い上の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

＜参考資料＞　・・・　１５
〇 各種提出様式
〇 総合評価方式に係る特記仕様書
〇 共同企業体の取扱い
〇 阪神水道企業団総合評価審査会設置要綱
〇 阪神水道企業団総合評価方式実施要綱

1　総合評価方式とは

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって、確保されなければならない。」と規定された。

さらに、平成26年6月に施行された改正品確法では、「公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保」することについても新たに規定されている。

また、発注者は、「競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験、参加しようとする者の技術的能力に関して審査し、かつ、技術提案を求めるよう努めなければならない」と規定され、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案内容の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則であるとされており、「総合評価方式」の適用を基本とすることが示されている。

総合評価方式とは、「入札価格」の他に「価格以外の技術的要素」すなわち工事目的物の性能・機能の向上、施工方法の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績等を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることで、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した施工業者を選定するものである。

この総合評価方式を適用していくことにより、工事の施工に必要な優れた技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の向上が図れることになる。

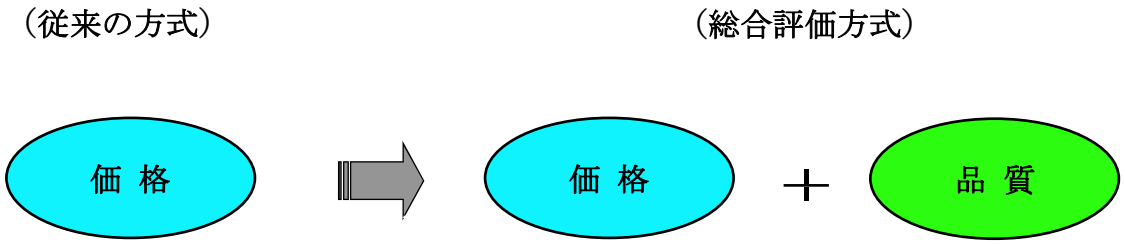

2　対象工事

総合評価方式による入札を行う工事は、条件付き一般競争入札により発注する工事のうち、予定価格が3億円以上の改良工事であり、かつ、技術提案及び企業の施工能力並びに入札価格等を総合的に評価することが妥当と認められる工事で、阪神水道企業団総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経たものとする。ただし、次の工事は、総合評価方式の対象から除外する。

(1)　災害復旧工事
(2)　緊急に施行する必要がある工事
(3)　その他総合評価方式を適用する必要が認められない工事

３　総合評価方式の基本的事項

（１）総合評価方式のタイプ

総合評価方式は、適用する工事の特性や難易度に応じて、「技術提案型」、「施工計画評価型」及び「施工能力評価型」の中から当該工事に適した方式を選択する。

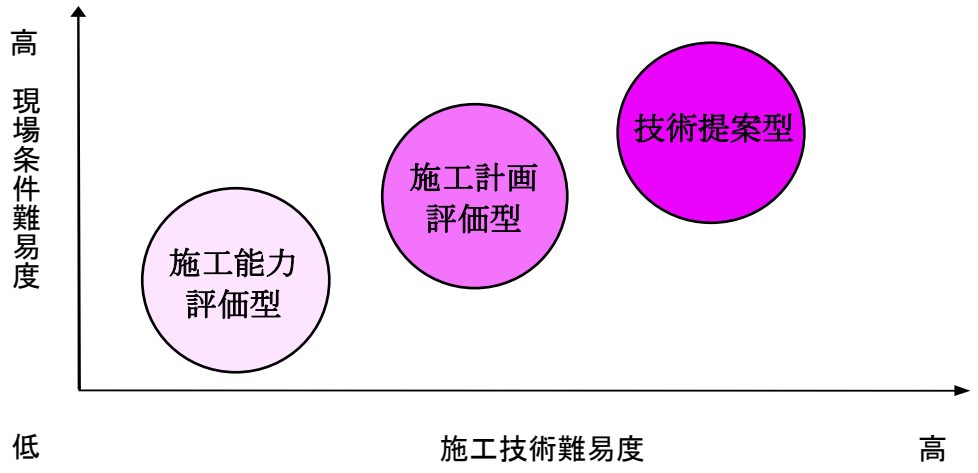

施工技術難易度・現場条件難易度と総合評価方式のタイプとの基本的関係

「施工技術難易度」:重要構造物や特殊な技術を用いる等、施工技術の難易度

「現場条件難易度」:安全対策や工程管理、地域への配慮等、現場条件の難易度

ア　技術提案型

構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、民間企業の優れた技術力を活用することにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が高く、発注者が技術提案を求めたい場合に適用するタイプ。

発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法について提案を求めることとなる。

イ　施工計画評価型

当該工事の施工に必要な、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が高く、発注者が施工計画に係る技術提案を求めたい場合に適用するタイプ。

技術資料として、「品質管理」、「施工管理」、「安全管理」、「工程管理」について、施工計画の技術提案を求めるほか、企業や配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性に関する資料を求める。

ウ　施工能力評価型

施工計画評価型に準じて、施工技術難易度や現場条件難易度がある程度高いが、技術的な工夫の余地が小さく、施工計画に係る技術提案を求めることを要さない場合に適用するタイプ。

技術資料として、企業や配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性に関する資料を求める。

（２）技術力等の評価

総合評価方式における技術力等の評価は、タイプごとに設定された、企業の技術力及び企業の社会性・信頼性に係る評価種別ごとの評価項目により行う。

ア　企業の技術力

技術提案、施工計画の技術的所見（以下「技術提案等」という。）により、当該工事に対する技術特性の理解度や施工技術力を評価するとともに、過去の施工実績、工事成績等により、企業及び配置予定技術者の技術的能力を評価する。

イ　企業の社会性・信頼性

地域における災害等の発生時に、臨機な対応が可能な企業であるか、安全衛生等に対する考え方がどうかという視点から社会性・信頼性を評価する。

（３）評価項目及び配点

総合評価のタイプ毎に定める評価項目及び配点は、下表の内容を標準とし、当該工事の内容やその特性等に応じて決定する。

評価種別		評価項目	技術提案型	施工計画評価型	施工能力評価型
			配点	配点	配点
企業の技術力	技術提案	総合的なコスト縮減	4		
		工事目的物の性能・機能の向上	4		
		社会的要請への対応	4		
		具体的な施工計画	4		
	施工計画	品質管理	2	2	
		施工管理	2	2	
		安全管理	2	2	
		工程管理	2	2	
	企業の能力	過去の同種工事の施工実績	2	2	2
		過去３年間の工事成績評定点の合計点	2	2	2
		地域精通度	1	1	1
		ISO9001の認証取得	1	1	1
	配置予定技術者の能力	過去の同種工事の施工実績	2	2	2
		過去３年間の工事成績評定実績	2	2	2
		取得資格	1	1	1
		若手技術者育成実績	1	1	1
企業の社会性・信頼性		災害時の地域貢献	1	1	1
		建設業労働災害防止協会への加入	1	1	1
加算点合計			14～38	14～22	14

4　落札候補者の決定方法

総合評価の方法は、標準点[100点]と技術力等の評価に基づく加算点合計である技術評価点を入札価格で除して1,000万を乗じた評価値をもって行う「除算方式」とし、次式により算出するものとする。（小数点第4位以下切捨て）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000 = \frac{\text{標準点[100点]＋加算点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

落札者の決定にあたっては、入札価格が有効な範囲で、技術力等の評価において失格とならなかった者のうちから、評価値が最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）が落札者となる。ただし、最高評価入札者の入札価格が調査基準価格を下回る入札であった場合は、低入札価格調査手続要綱第７条及び第８条に基づき低入札価格調査を実施後、落札者を決定するものとする。

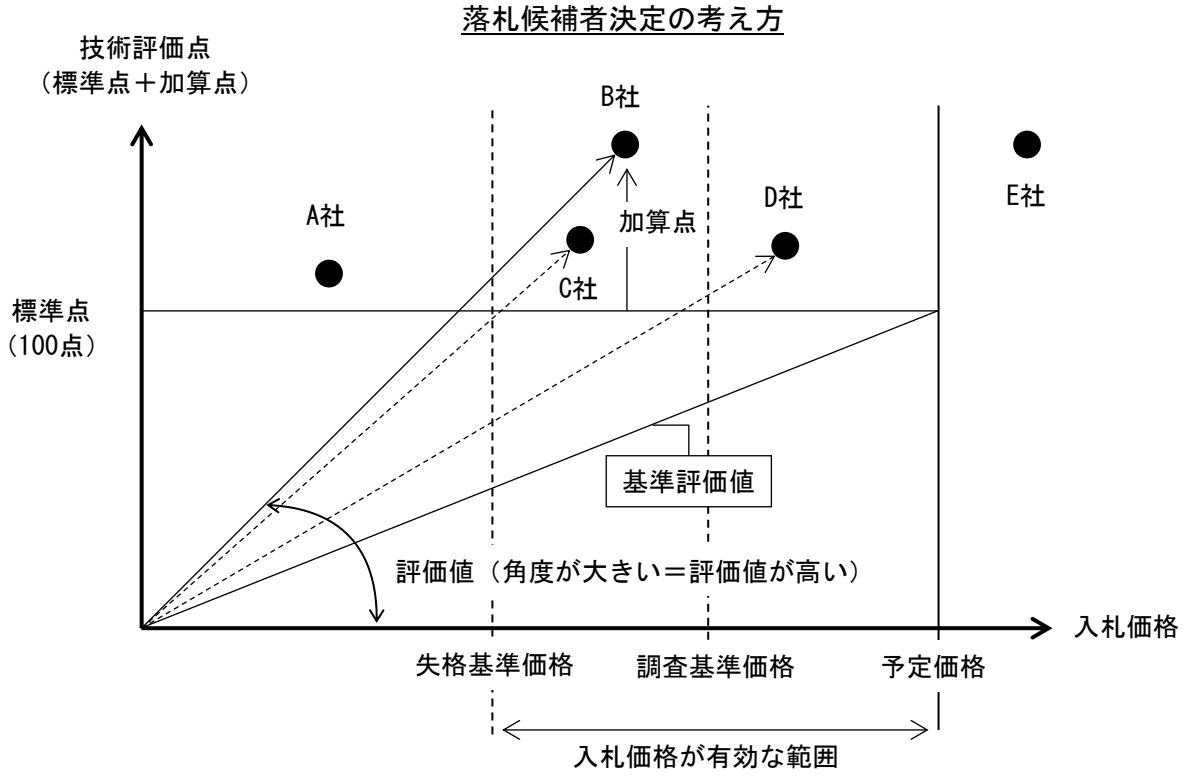

（参考）

A 社：入札価格が失格基準価格未満であり、失格となる。

B 社：評価値が一番大きいが、調査基準価格未満のため、低入札価格調査実施後、競争入札参加者選定審査会の審議を経て落札者となる。

C 社：入札価格が低いが、評価値が低いため、B社が低入札価格調査実施後、落札者とならなかった場合、次順位者として競争入札参加者選定審査会の審議を経て落札者となる。

D 社：B社、C社より評価値が小さいため落札者とはならない。

E 社：入札価格が予定価格を超えているため、失格となる。

5　入札契約手続の一般的な流れ

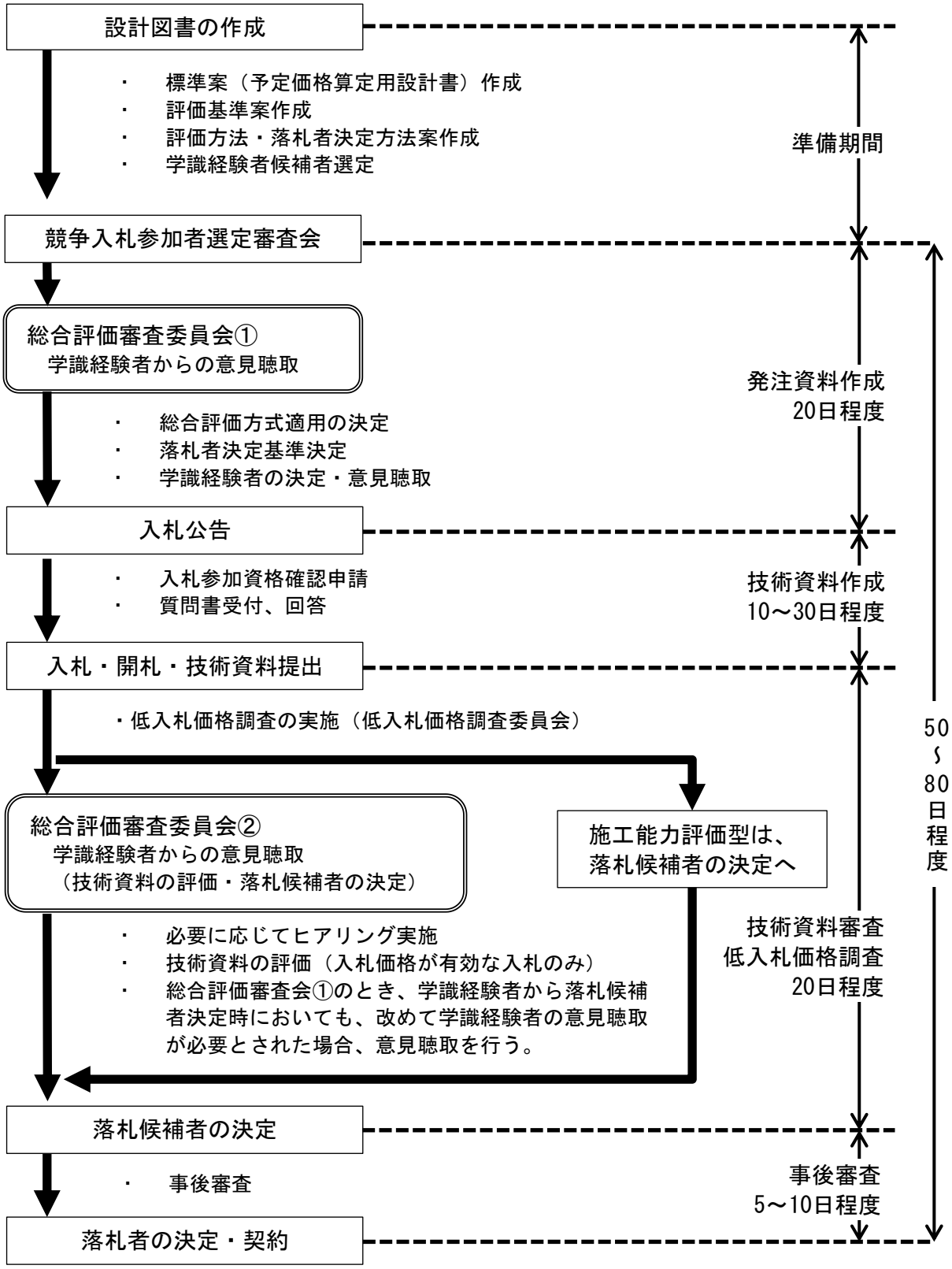

６　総合評価審査委員会

地方自治法施行令第167条の10の2及び同施行規則第12条の4によると、総合評価方式の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。また、落札者を決定するときに改めて意見聴取の必要があるとされた場合には、改めて意見を聴かなければならない。

このため、企業団では学識経験者の意見を聴く場として、総合評価審査委員会を設置することとしている。

また、技術提案及び施工計画評価型の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするとき以外に、提出された技術資料を評価しようとするときにも必要に応じ、２人以上の学識経験者の意見を聴くことができる。

なお、意見聴取にあたっては、総合評価審査委員会を開催する方式に代えて、個別の案件ごとに専門業種の学識経験者に出張する方式、電話若しくは電子メール等で意見聴取を行う場合がある。

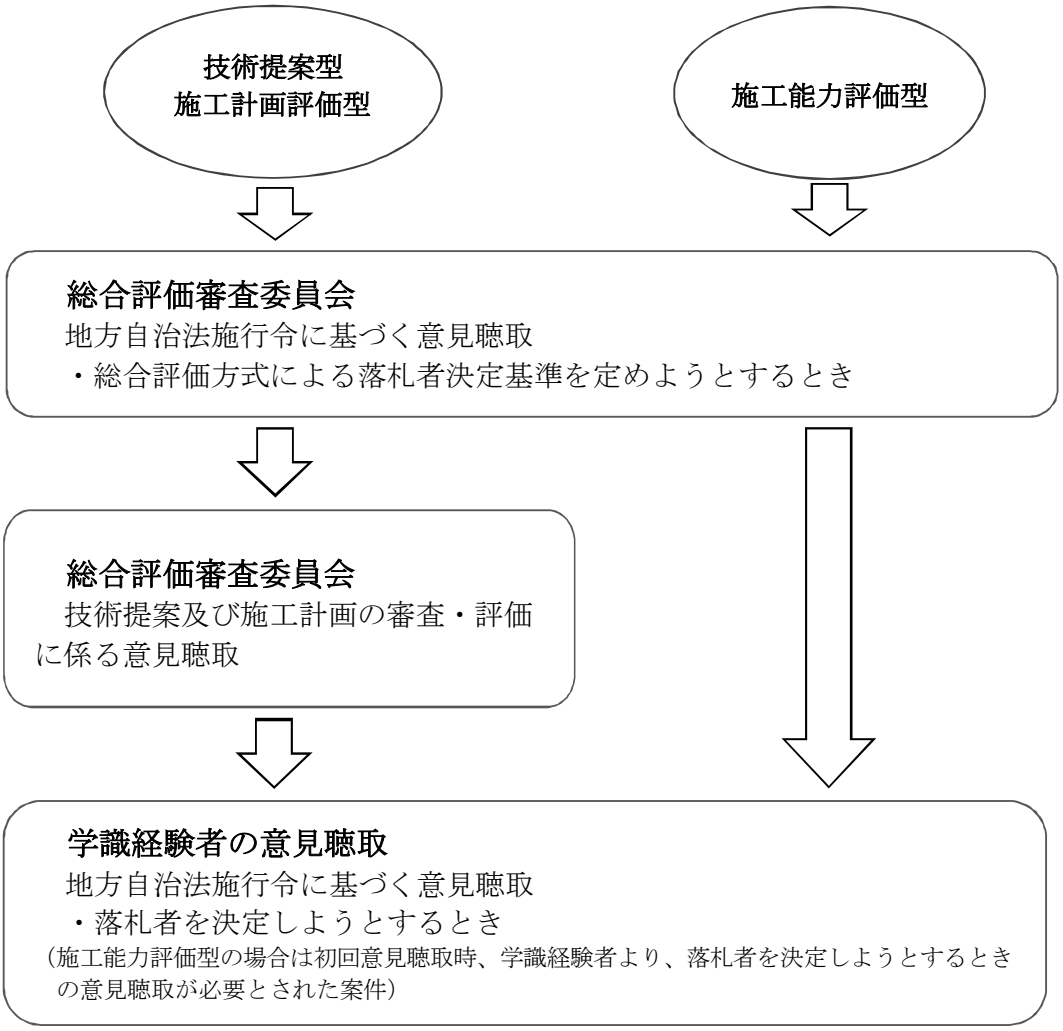

7　技術資料の評価方法等

（１）評価項目の設定

総合評価方式のタイプ（技術提案型・施工計画評価型・施工能力評価型）毎に設定された評価項目のほか、工事の特性等を踏まえて評価項目を選択し、求める具体的な提案や施工計画の内容を設定する。

ア　技術提案型における評価項目

技術提案型においては、「総合的なコスト縮減」、「性能・機能の向上」、「社会的要請への対応」、「具体的な施工計画」について、工事(事業)の態様に応じ、案件毎に定める。

また、企業や配置予定技術者の技術的能力に関する項目を評価する。

イ　施工計画評価型における評価項目

施工計画評価型においては、企業の技術力を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績、災害時の地域貢献等の客観的基準に基づく項目を評価する。

加えて、「品質管理」、「施工管理」、「安全管理」、「工程管理」から、工事(事業)の態様に応じ、案件毎に選択し評価する。

ウ　施工能力評価型における評価項目

施工能力評価型においては、企業の技術力を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績、災害時の地域貢献等の客観的基準に基づく項目を評価する。

（２）技術資料等の提出

設定した評価項目に応じ、入札参加者に対して、技術資料の提出を求めることとする。

ア　提出を求める技術資料

①技術資料の提出について（技術資料提出書（様式１））

②技術提案（様式２）・・・・・・・・・・・・・・技術提案型

・総合的なコスト縮減
・性能・機能の向上
・社会的要請への対応
・具体的な施工計画

③施工計画の技術的所見（様式３）・・・・・・技術提案型、施工計画評価型

・品質管理
・施工管理
・安全管理
・工程管理

④企業の技術的能力（様式４）・・・・・・・・・・・・必須

・過去の同種工事の施工実績
・過去3年間の工事成績評定点の合計点
・地域精通度
・ISO9001の認証取得

⑤工事成績評定点数の実績（様式５）・・・・・・・・・・・・・・・・・必須
・工事成績評定点の合計点を算出するための実績表
⑥配置予定技術者の技術的能力（様式６）・・・・・・・・・・・必須
・過去の同種工事の施工実績
・過去3年間の工事成績評定実績
・取得資格
・若手技術者育成実績
⑦企業の社会性・信頼性（様式７）・・・・・・・・・・・・・・・必須
・災害時等の地域貢献
・建設業労働災害防止協会への加入
⑧様式２、３、４、６、７に係る添付書類

イ　技術資料を求めるときの留意事項

技術資料は、原則として紙媒体による提出を求めることとする。

なお、様式１、２については、記述内容を記録した電子媒体の提出も併せて求めることとし、必要な場合は、様式３、４、５についても電子媒体による提出を求めることができることとする。

また、提出された技術資料の内容は、変更を認めないこととする。

ウ　その他

技術資料の提出時・技術資料の評価後・入札時の各段階において、見積書(内訳書等を含む。)の提出を求める場合がある(上記ア以外の提出資料・様式はその都度定める。)。

（３）評価基準

提出された技術資料は、次に示す評価基準及び配点に基づき評価を行うこととするが、記述に明らかな誤りがある評価項目、添付書類に不備がある評価項目は加点しないものとする。

また、技術資料を全く提出しなかった者は失格とする。技術提案型及び施工計画評価型の技術提案においては、以下に示す場合も失格とする。

①　各評価項目に対応した内容の記述が全く無い場合
②　誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記述がある場合
③　自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定出来る記述がある場合
④　業務要求水準書に記載する要求水準を満たさない場合

なお、技術提案型及び施工計画評価型の技術提案等においては、文字サイズは１２ポイントを標準とし、必要に応じ、記述内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も含めＡ４サイズ片面への記載で２枚を限度とし、図面等の補助資料を作成する場合は，Ａ３サイズ片面への記載で２枚を限度とする。

また、限度を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術提案等は評価しない。

ア　技術提案[０～１６点]

当該工事の特性を踏まえ、案件毎に評価項目の詳細事項を設定する。

評価項目	評価基準	配点
総合的なコスト縮減	工事に関連して生ずる補償費等及び維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストについて評価する。	0、4
性能・機能の向上	初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、供用性、維持管理性等の性能、機能を評価する。	0、4
社会的要請への対応	環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策について評価する。	0、4
具体的な施工計画	施工手順の妥当性、技術的課題への対応方法について評価する。	0、4

＜加点の考え方について＞

① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記述がある場合、以下の内容に留意し、４点を加点する。

・現地施工条件を踏まえている。
・具体的課題を把握している。
・技術的な工夫がみられる。
・効果が期待できる。

② 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記述がない場合、０点とする。

③ 過剰な品質により必要以上の効果を得られる提案や過度なコストを要する提案（オーバースペック）については、０点とする。

イ　施工計画の技術的所見［０～８点］

当該工事の特性を踏まえ、発注者が４つの評価項目から選択し、案件毎に評価項目の詳細事項を設定する。

評価項目	評価基準	配点
品質管理	工事目的物や材料等の品質の確認方法、管理方法等が現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記述について評価する。	0～2
施工管理	課題への対処について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記述について評価する。	0～2
安全管理	施工上配慮すべき安全対策等について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記述について評価する。	0～2
工程管理	工事の実施手順を含め、工程管理が現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記述について評価する。	0～2

＜加点の考え方について＞

① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記述がある場合、２点を加点する。

② 具体的工夫のある所見の記述がある場合、１点を加点する。

③ 現場施工に不向きな記述がある場合、０点とする。

ウ　企業の技術的能力［０～６点］

評価項目	評価基準	配点
過去の同種工事の施工実績	有	2
	無	0
過去3年間の工事成績評定点の合計点（最大3件まで加算できる）	240点以上	2
	225点以上240点未満	1
	225点未満及び当該成績なし	0
地域精通度	有	1
	無	0
ISO9001の認証取得	有	1
	無	0

①　過去の同種工事の施工実績

過去10年間（年度）に完成し、引渡しが終了した企業団発注工事及び国、企業団以外の地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事のうち、請負金額が2,000万円以上で、元請負者として受注した同種工事の施工実績の有無について評価する。

なお、同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容・規模・難易度、入札参加者が提出する書類（CORINS データ、契約書、図面、数量総括表等）で確認できるか等を勘案し、個別の案件毎に設定する。

②　過去３年間の工事成績評定点の合計点

過去3年間（年度）に完成し、引渡しが終了した企業団発注工事及び国、企業団以外の地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事のうち、請負金額が2,000万円以上の元請負者として受注した工事（最大3件まで）で、その工事成績評定点の合計点で評価する。ただし、対象となる工事が無い場合は、加点を行わない。

③　地域精通度

過去10年間（年度）継続して、入札説明書に示す地域（施工場所の存する市等）において、建設業法に基づく主たる営業所が所在している者を評価する。ただし、維持管理、緊急対応等が別会社の場合は、当該業務を担当する会社の主たる営業所の所在地も、評価の対象とする。

④　ＩＳＯ９００１の認証取得

入札公告日時点における建設工事に関するISO9001の取得の有無について評価する。

エ　配置予定技術者の技術的能力［０～６点］

評価項目	評価基準	配点
過去の同種工事の施工実績	企業団で同種工事の施工実績がある	2
	企業団以外で同種工事の施工実績がある	1
	同種工事の施工実績がない	0
過去３年間の工事成績評定実績	有	2
	無	0
取得資格	有	1
	無	0
若手技術者育成実績	有	1
	無	0

①　過去の同種工事の施工実績

過去10年間（年度）に完成し、引渡しが終了した企業団発注工事及び国、企業団以外の地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事のうち、請負金額が2,000万円以上で、元請負者の主任技術者又は監理技術者として従事した同種工事の施工実績の有無について評価する。

なお、同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容・規模・難易度、入札参加者が提出する書類（CORINS データ、契約書、図面、数量総括表等）で確認できるか等を勘案し、個別の案件毎に設定する。

②　過去３年間の工事成績評定実績

過去3年間（年度）に完成し、引渡しが終了した企業団発注工事及び国、企業団以外の地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事のうち、請負金額が2,000万円以上の元請負者の主任技術者又は監理技術者として着工日から完成までの全期間に従事した工事を対象として、工事成績評定点80点以上の評定を受けた実績の有無について評価する。

③　取得資格

入札公告日時点における配置予定技術者の取得資格のうち、当該工事の工種において監理技術者になることができる資格の有無について評価する。

④　若手技術者育成実績

過去3年間（年度）に完成し、引渡しの終了した企業団発注工事のうち、工事成績評定点80点以上の評定を受けた工事で、完成時に年齢が35歳未満で元請負者の主任技術者又は監理技術者として従事した者を評価する。

オ　企業の社会性・信頼性［０～２点］

評価項目	評価基準	配点
災害時等の地域貢献	締結あり	1
	締結なし	0
建設業労働災害防止協会への加入	加入あり	1
	加入なし	0

① 災害時等の地域貢献

入札公告日時点において、企業団との「災害時における応急復旧業務に関する協定書」又は類似の協定書等の締結の有無について評価する。また、維持管理、緊急対応業務が別会社の場合、当該業務を担当する会社との協定書等の締結の有無についても、評価の対象とする。

② 建設業労働災害防止協会への加入

当該年度における建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価する。

（４）技術資料に係るヒアリングに関する事項

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の内容やその特性等に応じ、総合評価審査委員会によるヒアリングを実施できるものとする。

なお、ヒアリングは提出された技術資料の内容（技術提案等、施工実績・工事成績等）に係る確認を目的に行うこととし、ヒアリング自体の評価は行わない。

（５）落札者の施工方法等

技術提案に基づき入札を行い落札した者は、技術提案に係る部分については当該技術提案に基づいて施工させる。

また、不採用とした技術提案に係る部分については標準案に基づいて施工させるものとする。

なお、採用した技術提案に係る部分についての契約後の設計変更等は原則として行わない。標準案に基づき入札を行い落札した者に対しては、標準案に基づいて施工させる。

（６）技術提案等の担保

総合評価方式の実施にあたっては、落札者の提示した技術資料の内容のうち、技術提案等及び配置予定技術者の配置は契約内容となるため、これらを履行できなかった場合の措置をあらかじめ定め、入札説明書に明示する。

ア 技術提案等の履行に関する事項

技術提案及び設計図書による施工計画及び施工能力評価項目に関しては、加点評価された項目だけでなく、全ての項目が契約の相手方に履行義務があるものとし、受注者は、技術提案等の内容を「施工計画書」に記載し、履行しなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示した内容は除く。

施工計画書に記載された技術提案等について、履行確認すべき内容、履行確認の方法、及び履行確認の時期、その他必要な事項について受発注者間で協議のうえ、定めなければならない。

不履行が判明した時点で、発注者はすみやかに履行の指示を行い当該内容の履行を促すこととする。

その不履行が、受注者の責によるものである場合、再度の施工を原則とするとともに、工事成績評定点を減点する。

さらに、その不履行が、受注者の責によるものであり、履行の指示を行っても履行されない場合、又は再度の施工が困難な場合、発注者の書面指示による施工等を原則とするとともに、工事成績評定点を減点する。

また、技術提案等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約に基づき瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求するものとする。

さらに、技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うほか、自然災害等の不可抗力による場合を除き、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を契約金額から減額する。

イ　技術者の配置に関する事項

受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を契約上の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明出来る資料を発注者に提示し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることが出来る。

その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、競争参加資格の要件を満たす複数の候補者の技術資料を提出することができる。この場合、評価値の算出にあたっては、各候補者のうち、加算点の合計が最も低い者で評価する。

ウ　ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点）

履行義務とした項目が不履行となった場合、再度の施工が困難あるいは合理的でないときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、加算点等に応じて工事成績評定基準に基づく総評定点の減点措置を行う。

なお、減点合計に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて減点措置する。

①指示後に履行された場合 ･････････････････････ 提案内容毎に１点減点
②指示後も不履行の場合 ･････････････････････ 提案内容毎に２点減点
③再度の施工が困難な場合 ･････････････････････ 提案内容毎に３点減点
④同点以上の評価となる技術者が配置された場合 ･････････････ 減点なし
⑤同点以上の評価となる技術者が配置されなかった場合 ･････････ ２点減点
⑥同点以上の評価となる若手技術者が配置された場合 ･････････ 減点なし
⑦同点以上の評価となる若手技術者が配置されなかった場合 ･････ ２点減点

８　総合評価方式に係る事項の公表

総合評価方式の実施にあたっては、手続きの透明性・公平性を確保するため、入札手続き開始時及び落札者決定時において次の事項を明らかにする。

（１）入札手続き開始時における明示

総合評価方式による入札手続きを開始する時は、入札公告兼入札説明書に次の事項を明記する。

ア　総合評価方式による入札であること

イ　技術資料の提出方法、提出期限

ウ　総合評価に関する事項（評価項目、評価基準、配点、失格要件、総合評価の方法、技術資料の内容の担保）

エ　落札者の決定方法

オ　前各号に掲げるもののほか、総合評価方式の入札の実施に関して必要な事項

（２）落札者決定時における明示

総合評価方式により落札者を決定した時は、すみやかに次の事項を公表する。

ア　落札者の商号、名称及び落札金額

イ　入札参加者の入札価格

ウ　入札参加者の技術評価点

エ　入札参加者の評価点

ただし、ウ、エについては、入札価格が有効な範囲内にある者（技術力等の評価において失格となった者を除く。）のみとする。

（３）技術資料評価結果の説明の請求

技術資料の評価について不服のある場合は、入札結果の公表の翌日から起算して７日（土・日・祝日を除く。）以内に、企業長に対して、評価についての説明を求めることができる。

説明の請求を行う場合は、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある項目及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で契約担当課に提出することとする。なお、提出する書面について、特に様式は定めない。

説明の請求を受けた場合は、原則として申立期限の翌日から起算して７日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

（４）技術提案等の取扱い上の留意点

企業から提出された技術提案等については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成１７年８月２６日閣議決定）に基づき、『民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。』との取り扱いに準拠するものとする。

＜　参 考 資 料　＞

○　各種提出様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
・　技術提案提出書（様式１）
・　技術提案（様式２）
・　施工計画の技術的所見（様式３）
・　企業の技術的能力（様式４）
・　工事成績評定点の実績（様式５）
・　配置予定技術者の技術的能力（様式６）
・　企業の社会性・信頼性（様式７）

○　総合評価方式に係る特記仕様書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
・　総合評価方式（技術提案型）に係る特記仕様書
・　総合評価方式（施工計画評価型）に係る特記仕様書
・　総合評価方式（施工能力評価型）に係る特記仕様書

○　共同企業体（ＪＶ）の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

○　阪神水道企業団総合評価審査委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・　32

○　阪神水道企業団総合評価方式実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・・　34

（様式1）

年　月　日

（あて先）
阪神水道企業団
　企業長　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

技術資料提出書

下記の工事の技術資料を提出します。
なお，提出します技術資料については，事実と相違ないことを誓約します。

記

１　工事概要
　工 事 名：〇〇〇工事
　施工場所：
　工　　期：　年　月　日　～　　年　月　日

２　提出資料（提出する資料に☑を記入すること）
　□　様式１　　技術資料提出書
　□　様式２　　技術提案
　□　様式３　　施行計画の技術的所見
　□　様式４　　企業の技術的能力
　□　様式５　　工事成績表の実績表
　□　様式６　　技術者の技術的能力
　□　様式７　　企業の社会性・信頼性

３　問い合わせ先
　担 当 者：〇〇　〇〇
　部　　署：〇〇部〇〇課
　電話番号：〇〇〇－〇〇〇―〇〇〇〇

（様式2）

技　術　提　案

工事名：
会社名：

評価項目	□ 総合的なコストの縮減に関する技術提案 □ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案 □ 社会的要請への対応に関する技術提案 □ 具体的な施工計画
（記載欄）	

※該当するものに、☑を記入すること。

注1　文字の大きさは12ポイント以上とします。印刷はカラー・白黒は問いません。

注2　A4サイズ片面への記載で2枚を限度とし、図面等の補助資料を作成する場合は、A3サイズ片面への記載で2枚を限度とします。全ての様式は、上余白：25mm、下左右余白：20mmとすること。

技術提案に関する注意事項等

（コストの縮減・性能機能の向上・社会的要請への対応・具体的な施工計画）

１．設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に関する技術提案が優れているかどうかを評価する。

２．技術提案は文字サイズ１２ポイントを標準として、必要に応じ、記述内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も含めＡ４サイズ片面への記載で２枚を限度とし、図面等の補助資料を作成する場合は，Ａ３サイズ片面への記載で２枚を限度とする。

　なお、図や表だけに記述された文章は加点評価の対象としない。また、Ａ４サイズ片面への記載を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術提案は評価しない。

３．技術提案は、１つの具体的工夫ごとに、１から順に具体的工夫の表題とその具体的な内容を記述し、最大３提案までとすること。４提案以上された場合、４提案目以降は評価しない。

４．１つの具体的工夫は、具体的な提案の内容や配慮事項とその効果や目的を提案として、工事の特性及び現場環境条件を踏まえた実現性のある施工手順、手法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）等を簡潔、かつ、具体的に記述すること。なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記述内容は加点評価しない。ただし、当該記述内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。

５．以下に示すような技術提案は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①一般仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
②「土木工事積算基準」「公共建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの

６．以下に示すような技術提案は、原則として、実施を認めないものとし、加点評価しない。

①工事目的物の変更が伴うもの
②他機関等との協議を要するもの
③過度なコスト負担を要するもの
④関連工事等の受注を前提としたもの
⑤工期延長を伴うもの

７．以下に示すような技術提案は、現場施工に不向きな記述であり、実施を認めないものとし、提案１つあたり１点を減点する場合がある。

①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
④施工管理基準を満たさないもの

８．以下に示す場合は、失格とする。

①各評価項目に対応した内容の記述が全く無い場合
②誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記述がある場合
③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定出来る記述がある場合

９．必要に応じ、本技術提案に関するヒアリングを実施する。

（様式3）

施工計画の技術的所見

工事名：
会社名：

評価項目	□ 工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見 □ 施工上の課題に対する技術的所見 □ 施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見 □ 工程管理に係る技術的所見
（記載欄）	

※該当するものに、☑を記入すること。

注1　文字の大きさは12ポイント以上とします。印刷はカラー・白黒は問いません。

注2　A4サイズ片面への記載で2枚を限度とし、図面等の補助資料を作成する場合は、A3サイズ片面への記載で2枚を限度とします。全ての様式は、上余白：25mm、下左右余白：20mmとすること。

施工計画の技術的所見に関する注意事項等
（品質管理・施工上の課題・安全対策・工程管理）

１．設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に係る技術的所見が優れているかどうかを評価する。

２．技術的所見は文字サイズ１２ポイントを標準として、必要に応じ、記述内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も含めＡ４サイズ片面への記載で２枚を限度とし、図面等の補助資料を作成する場合は，Ａ３サイズ片面への記載で２枚を限度とする。

　なお、図や表だけに記述された文章は加点評価の対象としない。また、Ａ４サイズ片面２枚への記載を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術的所見は評価しない。

３．技術的所見は、発注者の指定する評価項目について、具体的工夫を記述する。なお、発注者の指定する評価項目以外について記述した場合、その記述については評価しない。

　１つの所見に複数の具体的工夫を記述した場合でも、加点評価は１点とする。また、１つの具体的工夫を複数の所見にわけて記述した場合でも、加点評価はあわせて１点とする。

４．１つの具体的工夫は、工事の特性及び現場条件を踏まえ、実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）やその効果等を簡潔、かつ、具体的に記述すること。

　なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表 現による記述内容は加点評価しない。ただし、当該記述内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。

５．以下に示すような技術的所見は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
②「土木工事積算基準」「公共建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの

６．以下に示すような技術的所見は、実施を認めないものとし、加点評価しない。

①工事目的物の変更が伴うもの
②他機関等との協議を要するもの
③過度なコスト負担を要するもの

７．以下に示すような技術的所見は、現場施工に不向きであり、実施を認めないものとし、所見１つあたり１点を減点する。

①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
④施工管理基準を満たさないもの

８．以下に示す場合は、失格とする。

①各評価項目に対応した内容の記述が全く無い場合
②誹謗中傷、各種法令違反の記述がある場合
③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定出来る記述がある場合

９．必要に応じ、本技術的所見に関するヒアリングを実施する。

（様式4）

企業の技術的能力

工事名：

会社名：

<table>
<tr><td rowspan="8">過去の同種工事の施工実績</td><td>実績の有無</td><td colspan="2">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2">〇〇年度〇〇〇〇工事</td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>請負金額</td><td colspan="2">¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年 月 日 ～ 年 月 日</td></tr>
<tr><td>発注機関</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実績証明書類</td><td colspan="2">□ 契約書の写し
□ コリンズ登録の写し
□ その他（ ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">過去3年間の工事成績評定実績</td><td>成績の有無</td><td colspan="2">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>合計点</td><td>〇〇点</td><td>※（様式５）に対象となる工事成績評定の実績を全て記述すること。</td></tr>
<tr><td>地域精通度</td><td>主たる営業所の所在の有無</td><td colspan="2">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ISO9001の認証取得</td><td>取得の有無</td><td colspan="2">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="2">登録証の写し及び登録範囲が確認できる付属書の写し</td></tr>
</table>

※該当するものに、☑を記入すること。

注1　契約金額は四捨五入して千円止めとする。

注2　記載内容が確認できる資料を添付すること。記載内容を確認できる資料がない場合は評価しない。

注3　誤記又は記載漏れがあった場合において、それが軽微なものであり、かつ、添付資料等で確認できる場合は欠格としない。

（様式5）

工事成績評定点表の実績

工事名：

会社名：

	工　事　の　情　報		評定点
工事１	工　　事　　名	○○年度○○○○工事	○○点
	請　負　金　額	￥　○○,○○○,○○○円	
	工　　期	年　月　日　～　　年　月　日	
	発　注　機　関		
	ｺﾘﾝｽﾞ登録番号	○○○○－○○○○○○	
工事２	工　　事　　名		
	工　　期		
	契　約　金　額		
	発　注　機　関		
	ｺﾘﾝｽﾞ登録番号		
工事３	工　　事　　名		
	工　　期		
	契　約　金　額		
	発　注　機　関		
	ｺﾘﾝｽﾞ登録番号		
合計			○○点

注1　記載に誤りがある場合は、他の評価項目と同様に評価しないものとする。

注2　共同企業体として受注した工事についても、代表者・構成員にかかわらず全て記述すること。

注3　最大３件の工事まで記入することができる。

（様式6）

配置予定技術者の技術的能力

工事名：

会社名：

<table>
<tr><td>配置予定技術者</td><td>氏（ふりがな）名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">過去の同種工事の施工実績</td><td>実績の有無</td><td colspan="3">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="3">○○年度○○○○工事</td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>請負金額（最終）</td><td colspan="3">¥ ○○,○○○,○○○円</td></tr>
<tr><td>工期（最終）</td><td colspan="3">年 月 日 ～ 年 月 日</td></tr>
<tr><td>発注機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実績証明書類</td><td colspan="3">□ コリンズ登録の写し・
□ その他（ ）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">過去3年間の工事成績評定実績
（評定点80点以上）</td><td>実績の有無</td><td colspan="3">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="3">○○年度○○○○工事</td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査年月日</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr>
<tr><td>発注機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>○○点</td><td>ｺﾘﾝｽﾞ登録番号</td><td>○○○○－○○○○○○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取得資格
（監理技術者になれることができる資格）</td><td>取得の有無</td><td colspan="3">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>資格者証</td><td colspan="3">有効年月日： 年 月 日</td></tr>
<tr><td>講習修了証</td><td colspan="3">終了年月日： 年 月 日</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="3">監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写しを提出する事。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">若手技術者育成実績
（評定点80点以上）</td><td>実績の有無</td><td colspan="3">□ 有 ・ □ 無</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="3">○○年度○○○○工事</td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査年月日</td><td>年 月 日</td><td>完成検査時の年齢</td><td>○○才</td></tr>
<tr><td>発注機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>○○点</td><td>ｺﾘﾝｽﾞ登録番号</td><td>○○○○－○○○○○○</td></tr>
</table>

※該当するものに、☑を記入すること。

注1 記載内容が確認できる資料を添付すること。記載内容を確認できる資料がない場合は評価しない。

注2 誤記又は記載漏れがあった場合において、それが軽微なものであり、かつ、添付資料等で確認できる場合は欠格としない。

（様式7）

企業の社会性・信頼性

工事名：
会社名：

災害時等の地域貢献	協定等の有無	□ 有 ・ □ 無
	協定等の名称	□ 災害時における資材等の供給に関する協定書 □ 災害時における復旧工事の協定に関する協定書
	協定等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	協定等の内容	
	添付書類	協定書等の写しを提出すること。
建設業労働災害防止協会への加入（当該年度）	加入の有無	□ 有 ・ □ 無
	添付書類	建設業労働災害防止協会への加入証明書の写しを提出すること。

※該当するものに、☑を記入すること。

注1　記載内容が確認できる資料を添付すること。記載内容を確認できる資料がない場合は評価しない。
注2　誤記又は記載漏れがあった場合において、それが軽微なものであり、かつ、添付資料等で確認できる場合は欠格としない。

（公表様式）

開札結果

工事名	○○○○工事
工事場所	
開札日	
入札方式	総合評価一般競争入札（技術提案型・施工計画評価型・施工能力評価型）
決定金額	
予定価格	
失格基準価格	
落札者	

入札者	標準点 ①	加算点 ②	技術評価点 ①+②＝③	入札金額(税抜) ③	評価値 ③÷④×10^7	結果
	100					
	100					
	100					
	100					
	100					

加算点

入札者	技術提案				施工計画				企業の能力				配置予定技術者の能力				企業の社会性・信頼性		加算点合計
	総合的なコスト縮減	工事目的物の性能・機能の向上	社会的要請への対応	具体的な施工計画	施工管理	安全管理	品質管理	工程管理	過去の同種工事の施工実績	過去三年間の工事成績評定点の合計点	地域精通度	ISO9001の認証取得	過去の同種工事の施工実績	過去三年間の工事成績評実績	取得資格	若手技術者育成実績	災害時の地域貢献	建設業労働災害防止協会への加入	

総合評価方式（技術提案型）に係る特記仕様書

１．本工事は、総合評価方式の技術提案型により落札者を決定する工事である。

２．受注者は、当該工事の入札にあたり提出した技術提案等の技術資料の内容に基づき施工しなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。

３．受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明出来る資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることが出来る。

　その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

４．提出された技術資料の内容は、工事一般仕様書等の標準的事項に優先するものとし、施工計画書にその内容を記載するものとする。

　なお、技術資料の内容に基づく設計図書の変更は行わない。

５．受注者は、提出された技術資料の内容を満たしていることが確認出来る資料を作成し、発注者に提出しなければならない。

　なお、その資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。

６．受注者の責により、提出された技術資料の内容が履行されなかった場合、受注者は、原則として再施工しなければならない。ただし、再施工によってもその内容が満たされない場合、あるいは再施工が困難な場合又は合理的でない場合等については、発注者の指示による施工を行わなければならない。

　本項目に該当がある場合、工事成績評定点の減点、違約金・損害賠償請求等の措置を講じることとする。

総合評価方式（施工計画評価型）に係る特記仕様書

１．本工事は、総合評価方式の施工計画評価型により落札者を決定する工事である。

２．受注者は、当該工事の入札にあたり提出した技術的所見等の技術資料の内容に基づき施工しなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。

３．受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明出来る資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることが出来る。

　その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

４．提出された技術資料の内容は、工事一般仕様書等の標準的事項に優先するものとし、施工計画書にその内容を記載するものとする。

　なお、技術資料の内容に基づく設計図書の変更は行わない。

５．受注者は、提出された技術資料の内容を満たしていることが確認出来る資料を作成し、発注者に提出しなければならない。

　なお、その資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。

６．受注者の責により、提出された技術資料の内容が履行されなかった場合、受注者は、原則として再度の施工をしなければならない。ただし、再度の施工によってもその内容が満たされない場合、あるいは再度の施工が困難な場合又は合理的でない場合等については、発注者の指示による施工を行わなければならない。

　本項目に該当がある場合、工事成績評定点を減点する。

総合評価方式（施工能力評価型）に係る特記仕様書

１．本工事は、総合評価方式の施工能力評価型により落札者を決定する工事ある。

２．受注者は、当該工事の入札にあたり提出した技術資料の内容に基づき施工をしなければならない。

３．受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明出来る資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることが出来る。

　その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

共同企業体（ＪＶ）の取扱い

共同企業体（以下「ＪＶ」という。）として受注した過去の工事については、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）・経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）ともに、代表者・構成員にかかわらず、企業や配置予定技術者の過去の実績として取扱う。※ 入札公告兼入札説明書の指示に従うこと。

１．単体企業として入札に参加する場合

【企業の過去の実績】

評価種別		過去の受注形態／評価項目	単体受注	ＪＶ受注	適　用
企業の技術力	企業の技術的能力	過去の同種工事の施工実績	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を１つ
		過去３年間の工事成績評定点の合計点	◎	◎	最大３件まで加算できる
	配置予定技術者の技術的能力	過去の同種工事の施工実績	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を１つ
		過去３年間の工事成績評定実績	○	○	いずれかの優秀な工事成績評定実績を１つ
		若手技術者育成実績	○	○	いずれかの優秀な工事成績評定実績で条件を満たすものを１つ

◎・・・全てを対象とする　　○・・・いずれかを対象とする

２．ＪＶとして入札に参加する場合

【企業の過去の実績】

評価種別		過去の受注形態／評価項目	代表者		構成員		適　用
			単体受注	ＪＶ受注	単体受注	ＪＶ受注	
企業の技術力	企業の技術的能力	過去の同種工事の施工実績	○	○	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を１つ
		過去３年間の工事成績評定点の合計点	◎	◎	◎	◎	最大３件まで加算できる（※１）
	配置予定技術者の技術的能力	過去の同種工事の施工実績	○	○	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を１つ
		過去３年間の工事成績評定実績	○	○	○	○	いずれかの優秀な工事成績評定実績を１つ
		若手技術者育成実績	○	○	○	○	いずれかの優秀な工事成績評定実績で条件を満たすものを１つ

◎・・・全てを対象とする　　○・・・いずれかを対象とする

※１　ＪＶとして受注した工事の工事成績評定点は、同一工事の場合であっても、代表者・構成員それぞれ別々に計上して、合計
点を算出すること。

【企業の現在の状況】

評価種別		企業／評価項目	代表者	構成員	適　用
企業の技術力	企業	地域精通度	○	○	代表者、構成員いずれかが条件に該当していること
		ISO9001の認証取得	◎	◎	全ての企業が取得していること
	配置予定技術者	取得資格	◎	◎	全ての配置予定技術者が資格を有していること
企業の社会性・信頼性		災害時の地域貢献	○	○	いずれかの企業が協定等を締結していること
		建設業労働災害防止協会への加入	◎	◎	全ての企業が加入していること

◎・・・全てを対象とする　　○・・・いずれかを対象とする